

福岡県介護保険広域連合 広域計画



福岡県介護保険広域連合

(平成13年1月26日議決)

変更 平成25年1月28日議決

変更 平成31年1月29日議決

1. 広域計画策定の趣旨

福岡県介護保険広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、福岡県介護保険広域連合規約（以下「広域連合規約」という。）第4条に規定する項目について、市町村と相互に役割を担い、これらの事務の管理及び執行について必要な連絡調整を行いながら、総合的かつ計画的に事務処理するため、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき策定するものです。

2. 広域計画の構成と期間

広域計画は、基本指針、基本計画で構成しています。

基本指針は福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）の事業運営における方針を明らかにし、基本計画の指針となるものです。

基本計画は、広域連合規約第4条に規定する事務について、具体的な方針を示すものです。

広域計画の期間は、平成31年度から広域連合規約の変更が行われるまでの間とします。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行います。

3. 基本指針

高齢化の更なる進展が見込まれる中、高齢者が元気でいきいきとした生活を送り、たとえ要介護状態となった場合でも住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会を目指します。

そのために、広域連合は本部のほか各地域に支部を配置し、市町村と一体となって事務を効率的かつ効果的に進めます。

4. 基本計画

介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、広域連合及び市町村は次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者資格の取得・喪失・異動の届け等、窓口業務は市町村で行い、それらの情報は広域連合が一括管理します。

(2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務

要介護認定及び要支援認定申請の受付等は市町村で行い、認定調査、認定審査及び認定結果通知等は広域連合で行います。

また、広域連合は介護認定審査会委員及び認定調査員の研修等を計画的に行い、公正で正確な要介護認定及び要支援認定を実施します。

(3) 保険給付に関する事務

給付費支給申請等の受付は市町村で行い、給付費支給決定及び支払等は広域連合で行います。

また、広域連合は介護給付が適正に行われるよう、市町村の協力を得て介護給付の適正化事業を実施します。

(4) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者に関する事務

広域連合が申請内容を審査し、新規指定及び指定更新を行います。

なお、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者については、新規指定の事業者選定、意見書作成は市町村で行い、新規指定及び指定更新の現地調査は広域連合と市町村で行います。

(5) 地域支援事業等に関する事務

地域支援事業の実施・運営は市町村で行います。

広域連合は市町村が実施する事業に対する支援を行います。

(6) 介護保険事業計画の策定に関する事務

介護保険事業計画は広域連合で策定します。

市町村が策定する保健福祉計画との整合性が求められることから、関連するデータを相互に提供します。

(7) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

介護保険料の賦課徴収は広域連合で行い、賦課徴収に関して必要な住民情報は、市町村が提供します。なお、納付相談及び滞納保険料の徴収については、市町村と連携して取り組みます。

(8) その他介護保険制度の施行に関する事務

ア 苦情、相談等に関する事務

各種申請や認定等に関する苦情・相談、不服審査の申請は、市町村で受け付けを行い、それらの集約及び管理は広域連合で行います。また、制度の趣旨普及については市町村と協力して行います。

イ 人材の育成・確保に関する事務

広域連合の職員体制は市町村からの派遣職員と広域連合職員で構成します。

介護保険制度の複雑で専門的な事務を、安定的に運営していくために、市町村は継続的に職員を派遣していきます。

広域連合は、介護保険制度に精通した職員の育成を図り、介護認定審査会委員及び認定調査員については、保健・医療・福祉の各分野から介護保険制度に精通した人材を確保します。

ウ 住民サービスの向上に関する事務

申請・相談・被保険者証の再発行等の窓口業務は、住民に身近な市町村で行います。

また、介護保険事務を効果的に遂行できるよう、相互に連絡調整をしながら、住民が利用し易く信頼される介護保険事業の運営を行います。

エ 電算システムに関する事務

介護保険事業の事務を円滑かつ効率的に処理するために、広域連合及び市町村において共通のシステムを設置しています。

広域連合はそのシステムの運用に関してセキュリティを確保し、効率的かつ適切な運用を行います。

福岡県介護保険広域連合構成市町村

支 部 名	構 成 市 町 村
粕屋支部	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町
遠賀支部	芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
鞍手支部	宮若市、小竹町、鞍手町
朝倉支部	筑前町、東峰村
うきは・大刀洗支部	うきは市、大刀洗町
柳川・大木・広川支部	柳川市、大木町、広川町
田川・桂川支部	田川市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町 大任町、赤村、福智町
豊築支部	豊前市、吉富町、上毛町、築上町

平成31年4月1日現在

福岡県介護保険広域連合広域計画

■発行年 平成31年4月（2019年）

■発行  福岡県介護保険広域連合

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館 3階

T e l : 092-643-7055

F a x : 092-641-2432

URL <http://www.fukuoka-kaigo.jp>

福岡県介護保険広域連合行政資料	
分類記号 30	登録年度 30
	登録番号 1